

その他の問題

エアバッグ類のインターネットオークション流通問題

解体業者は、自動車リサイクル法第 16 条第 3 項により、使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならないとされており、指定回収物品に指定されているエアバッグ類は、解体段階において、取り外し回収され製造業者等に引き渡されるか、製造業者等の処理行為として車上作動処理されているところである。

一方、一部の使用済自動車のエアバッグ類が、中古車からの回収と称してインターネットオークション等において流通されているとの指摘がある。エアバッグ類を含む部品取り行為は使用済自動車の解体行為と見なされ、それをオークション等において流通させることは、法第 16 条第 3 項の義務違反に当たるため、地方公共団体において適切に指導、処分を行っていくことが必要である。

また、そのような違反行為の際には、自動車出荷時情報と、引取業者が使用済自動車の引取時に確認した装備情報が乖離している場合が存在するが、このうち出荷時情報でフロン類やエアバッグ類の「装備あり」の自動車が、引取時に「装備なし」と報告されている場合は、事故や長期間の使用に伴う自然漏洩などの原因を除き、引取業者によるフロンの大気放出や、エアバッグ類の不正転売などの不適正処理の恐れがある。このような装備情報の乖離が多い事業者を中心に実態を把握し、適正に指導・処分していくべきではないか。